

令和2年度 京都市立金閣小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。（いじめ防止対策推進法 第一条より）

児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動等の推進を求められている。そのために道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会、生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動等を推進する。（国における検証（課題意識）及び基本方針の改定）

いじめの積極的な認知が徹底されていない場合がある。学校の取組が組織的な対応となつていなかつたり、初期対応が適切でなかつたりする場合がある。これらの課題を受け、学校いじめの防止等基本方針に基づく取組を充実・徹底する必要がある。（本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策）

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

金閣小学校では、いじめは絶対に許されないものという強い決意を教職員がもち、日々の児童への指導に取り組んでいる。いじめはどのクラスにも、いつでも起こりうるものという危機感・緊張感を常にもち、未然防止の取組として一人一人が大切にされる学級経営を徹底して行う。

学校では、教育目標を

自分の夢に向かって、人や環境に働きかける子の育成

と設定している。この中には、

- (1) 互いに認め合う学級の中で一人一人が満足感をもち、自分の思いや考えを安心して述べることができる。
- (2) 明るくあいさつを交わし、正しい言葉遣いで友達や教職員に話すことができる。

- (3) 意欲をもち、自分から進んで問題解決に挑むことができる。
等の意味も込めている。

一人一人が自分の存在を認められる、互いのよさを感じている学校・学級にいると落ち着く。そんな学級をつくることを今後も目指していこうと考えている。

2 いじめ対策委員会

ア 構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部（各学年1名）・養護教諭・担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

イ 役割

いじめやその疑いがあるものも含め、情報をつかんだ教職員、児童、保護者等からの報告を共有し、関係機関、専門機関との連携を図り、聞き取り・指導・支援体制を検討する。

ウ 開催時期

定例委員会は、生徒指導部会（いじめ対策委員会含む）として第2水曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

エ 児童・保護者への周知方法

ホームページにより周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・校内美化や整理整頓に努め、児童が落ち着いて学習に取り組めるように環境を整備する。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

イ 授業の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。（学習過程・板書の工夫）
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動や学校行事との関連も考え合わせた道徳の時間の年間計画にしたがって内容項目を計画的に実施する。
- ・即効性を求める日常の指導と近い将来に向けて正しく判断できる力を養う道徳の時間の特性を生かした指導を重ねることで豊かな心を育む。
- ・12月の人権月間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権スローガンを作成する。

エ 児童が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・地域の先生との学習を通して、感謝の気持ちと学校・地域への所属感を育む。

オ 児童同士の絆づくり

- ・縦割り活動を通して、高学年には思いやりの心を育み、低学年には尊敬・感謝の心を育

む。

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。

(3) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職員朝礼等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・児童によるいじめアンケートを6月と11月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートも活用する。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・普段から児童の様子の観察に努めるとともに、学級担任はアンケートの結果を把握し、教育相談週間「ほっとステーション」を実施する。また、いじめの未然防止及び早期発見につなげる。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等に努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応が発覚したときの対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校時、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分の問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を周知する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに係る行為が少なくとも3カ月間止んでいることと、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できるまで、いじめは解消していないと捉え、登下校時、休み時間、清掃時間等も隙間の時間をつくらず、いじめを受けた児童の見守りを続ける。
- ・いじめを行った児童に対しては、二度と繰り返さないように自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

(※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休業措置を踏まえて一部の取組予定を変更する可能性がある。)

ア 内容

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

- | | |
|-----|--|
| 4月 | 「金閣小学校いじめ防止基本方針の徹底」
「学校のきまりの見直しと必要に応じた改善」 |
| 5月 | 「気にかかる児童の交流」 |
| 6月 | 「各学年・学級にいる児童への働き掛けに対する事例を取り上げた研修」
「学級経営方針の交流会」「ほっとステーション（全員）」
「クラスマネジメントシート、いじめアンケートの活用」 |
| 8月 | 「生徒指導研修講座」
「いじめ・不登校に特化した研修」 |
| 11月 | 「児童の変容に関連した事例研修」
「クラスマネジメントシート、いじめアンケートの活用」 |
| 12月 | 「ほっとステーション（気にかかる児童）」 |
| 3月 | 「いじめアンケートを基にした分析と具体的取組に向けての研修」 |

イ 実施時期

- ・4月、5月、6月、8月、11月、12月、3月に行う研修時に実施する。

(※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休業措置を踏まえて一部の取組時期を変更する可能性がある。)

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・金閣小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「金閣小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、被害児童生徒・加害児童生徒の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。
- ・学校だより等でいじめや命に関わる話題を取り上げる。

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「金閣小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による児童生徒の観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを P T A の協力のもと進める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、

- ①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

が主なものである。

本校が調査の主体となる場合

本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

京都市教育委員会が調査の主体になった場合

京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

（※ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休業措置を踏まえて一部の計画の見直しを行う場合がある。）

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・「あいさつ運動」強化週間 ・1年生を迎える会 ・なかまの日 【5年】 ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発 ・家庭訪問

5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「いじめ等、気になる児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・なかまの日 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・家庭訪問 ・学校運営協議会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 ・生徒指導研修会 「学級経営方針の交流会」 「児童へのはたらきかけの事例を取り上げた研修 「ほっとステーション」の実施 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまの日 <p>【5年】スチューデントシティー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施 ① (4~6年), 学年集約と共有 ・記名式アンケートの実施 (1~6年) 学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・家庭教育講座
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 ・前期学校評価アンケート 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまの日 <p>【4年】 非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとステーションの実施 (教育相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 ・生徒指導校内夏季研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 「教育相談に関する研修」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまの日 <p>【4年】 みさきの家</p>		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 ・前期学校評価自己評価および学校関係者評価 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまの日 <p>【6年】 修学旅行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童による学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・なかまの日 		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 ・生徒指導校内研修会③ 「児童の変容に関連した研修」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 ・なかまの日 <p>【5年】 花背山の家</p> <p>【6年】 薬物乱用防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施 (4~6年), 学年集約と共有 ・記名式アンケートの実施 (1~6年) 学年集約と共有 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 ・生徒指導校内研修会④ 「クラスマネジメントシート、記名式いじめアンケートを活用した研修」 ・「ほっとステーション」の実施 ・後期学校評価アンケート 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・ほかほか言葉の作成と掲示 <p>【6年】 非行防止教室</p>		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習参観 ・人権月間「学校だよ

		化週間		り」で啓発 ・懇談会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」 ・生徒指導校内研修会（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図工展 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童による学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ ・後期学校評価自己評価および学校関係者評価 ・職員会 「いじめアンケートを基にした分析と具体的な取組に向けての研修」 「学校評価の結果の共有」 「学校いじめ防止プログラムの見直しと次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 <p>【6年】卒業遠足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けて、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発 ・学校運営協議会で説明と評価